

	新	旧	備 考
01.01	<p>馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）</p> <p><u>0101.10 - 純粹種の繁殖用のもの</u></p> <p><u>0101.90 - その他のもの</u></p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>号の解説 0101.10 0101.10号において、「純粹種の繁殖用のもの」とは、主務政府機関において「純粹種のもの」として証明された繁殖用のもののみをいう。</p>	<p>馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）</p> <p><u>- 馬</u></p> <p><u>0101.11 - 純粹種の繁殖用のもの</u></p> <p><u>0101.19 - その他のもの</u></p> <p><u>0101.20 - ろ馬、ら馬及びヒニー</u></p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>号の解説 0101.11 0101.11号において、「純粹種の繁殖用のもの」とは、主務政府機関において「純粹種のもの」として証明された繁殖用のもののみをいう。</p>	
01.02	<p>牛（生きているものに限る。）</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>この項には、牛亜科に属するすべての動物を含む（家畜であるかないか、また、それらの用途（例えば、家畜用、飼育用、肥育用、<u>繁殖用</u>、屠殺用）を問わない。）。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>牛（生きているものに限る。）</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>この項には、牛亜科に属するすべての動物を含む（家畜であるかないか、また、それらの用途（例えば、家畜用、飼育用、肥育用、<u>増殖用</u>、屠殺用）を問わない。）。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>01.06 <u>その他の動物(生きているものに限る。)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - 哺乳類 <p>0106.11 - - 靈長類</p> <p>0106.12 - - くじら目及び海牛目</p> <p>0106.19 - - その他のもの</p> <p>0106.20 - 爬虫類</p> <ul style="list-style-type: none"> - 鳥類 <p>0106.31 - - 猛禽類</p> <p>0106.32 - - おうむ目</p> <p>0106.39 - - その他のもの</p> <p>0106.90 - その他のもの</p> <p>この項には、次の家畜又は野生の動物(生きているものに限る。)を含む。</p> <p>(A) 哺乳類</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 靈長類 (2) くじら目及び海牛目 (3) その他のもの(例えば、となかい、猫、犬、ライオン、虎、熊、象、らくだ、しま馬、うさぎ、野うさぎ、鹿、かもしか、シャモア、きつね、ミンク及び毛皮用に飼育されるその他の動物) <p>(B) 爬虫類</p> <p>(C) 鳥類</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 猛禽類 (2) おうむ目 (3) その他のもの(例えば、やまうずら、きじ、うずら、やましげ、しき、鳩、らいちよう、ほおじろ(ortolan)、まがも、かり、つぐみ(thrushes)、くろどり(blackbirds)、ひばり(larks, finches, tits)、おうむ(parrots)、はちどり(humming birds)、くじやく(peacocks)、白鳥その他01.05項に掲げられてない鳥等) <p>(D) その他のもの(例えば、みつばち(移動箱、かご及び巣箱に入っているかいないかを問わない。)、その他の昆虫、かえる)</p> <p>この類には、サーカス、巡回動物園又は巡回動物ショーに使用される動物を含まない(95.08)。</p>	<p>01.06 <u>その他の動物(生きているものに限る。)</u></p> <p>(新設)</p> <p>この項には、次の家畜又は野生の動物(生きているものに限る。)を含む。</p> <p>(1) 海棲哺乳動物(鯨、いるか等)</p> <p>(2) となかい</p> <p>(3) 猫及び犬</p> <p>(4) ライオン、虎、熊、らくだ、しま馬、さる及びは虫類(ただし、巡回サーカス、巡回動物園等に関するこの類の総説の除外規定(3)を参照)</p> <p>(5) うさぎ</p> <p>(6) 野うさぎ</p> <p>(7) 鹿、かもしか等、シャミー等</p> <p>(8) やまうずら、きじ、うずら、やましげ、しき、鳩、らいちよう、ほおじろ(ortolan)、まがも、かり、つぐみ(thrushes)、くろどり(blackbirds)、ひばり(larks, finches, tits)、おうむ(parrots)、はちどり(humming birds)、くじやく(peacocks)、白鳥その他01.05項に掲げられてない鳥</p> <p>(9) みつばち(移動箱、かご及び巣箱に入っているかいないかを問わない。)その他の昆虫</p> <p>(10) 陸かめ、うみがめ(海洋又は淡水のもの)、ひる及びかえる</p> <p>(11) きつね、ミンク及び毛皮用に飼育されるその他の動物</p>	

	新	旧	備 考
02.08	<p>その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。） （省 略）</p> <p><u>0208.30 - 霊長類のもの</u></p> <p><u>0208.40 - くじら目のもの及び海牛目のもの</u></p> <p><u>0208.50 - 爬虫類のもの</u></p> <p>0208.90 - その他のもの （省 略）</p>	<p>02.08 その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。） （省 略）</p> <p>（新 設）</p> <p>0208.90 - その他のもの （省 略）</p>	
02.10	<p>肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。） 並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール （省 略）</p> <p><u>- その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）</u></p> <p><u>0210.91 - 霊長類のもの</u></p> <p><u>0210.92 - くじら目のもの及び海牛目のもの</u></p> <p><u>0210.93 - 爬虫類のもの</u></p> <p><u>0210.99 - その他のもの</u> （省 略）</p>	<p>02.10 肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。） 並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール （省 略）</p> <p><u>0210.90 - その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）</u></p> <p>（省 略）</p>	

新	旧	備 考
<p style="text-align: center;">第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物</p> <p>せい　せきつい</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 第01.06 項の哺乳類</p> <p>(b) 第01.06 項の哺乳類の肉（第02.08 項及び第02.10 項参照）</p> <p>(c) (省 略)</p> <p>(d) (省 略)</p> <p>2</p> <p style="text-align: center;">総説 (省 略)</p> <p>上記の除外規定のほか、次の物品もこの類に含まない。</p> <p>(a) 01.06 項の哺乳類</p> <p>(b) 01.06 項の哺乳類の肉（02.08 及び02.10）</p> <p>(c) (省 略)</p> <p>(d) (省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物</p> <p>せい　せきつい</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 海棲哺乳動物（第01.06 項参照）及びその肉（第02.08 項及び第02.10 項参照） (新 設)</p> <p>(b) (省 略)</p> <p>(c) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">総説 (省 略)</p> <p>上記の除外規定のほか、次の物品もこの類に含まない。</p> <p>(a) 海棲哺乳動物（01.06）及びその肉（02.08 及び02.10） (新 設)</p> <p>(b) (省 略)</p> <p>(c) (省 略)</p>	

	新	旧	備 考
03.02	<p>魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04 項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)</p> <p>(省 略)</p> <p>- まぐろ(トウヌス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)(肝臓、卵及びしらこを除く。)</p> <p>(省 略)</p> <p><u>0302.34 - - めばちまぐろ(トウヌス・オベスス)</u></p> <p><u>0302.35 - - くろまぐろ(トウヌス・ティヌス)</u></p> <p><u>0302.36 - - みなみまぐろ(トウヌス・マッコイイ)</u></p> <p>(省 略)</p>	<p>魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04 項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)</p> <p>(省 略)</p> <p>- まぐろ(トウヌス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)(肝臓、卵及びしらこを除く。)</p> <p>(省 略)</p> <p>(新 設)</p>	
03.03	<p>魚(冷凍したものに限るものとし、第03.04 項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)</p> <p>- 太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス。肝臓、卵及びしらこを除く。)</p> <p><u>0303.11 - - べにざけ(オンコルヒュンクス・ネルカ)</u></p> <p><u>0303.19 - - その他のもの</u></p> <p>(省 略)</p> <p>- まぐろ(トウヌス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)(肝臓、卵及びしらこを除く。)</p> <p>(省 略)</p> <p><u>0303.44 - - めばちまぐろ(トウヌス・オベスス)</u></p> <p><u>0303.45 - - くろまぐろ(トウヌス・ティヌス)</u></p> <p><u>0303.46 - - みなみまぐろ(トウヌス・マッコイイ)</u></p> <p>(省 略)</p>	<p>魚(冷凍したものに限るものとし、第03.04 項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)</p> <p><u>0303.10 - 太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス。肝臓、卵及びしらこを除く。)</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(省 略)</p> <p>- まぐろ(トウヌス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)(肝臓、卵及びしらこを除く。)</p> <p>(省 略)</p> <p>(新 設)</p>	

	新	旧	備 考
03.05	<p>魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。)、くん製した魚(くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに魚の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)</p> <p>(省 略)</p> <p>0305.20 - <u>魚の肝臓、卵及びしらこ</u>(乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。)</p> <p>(省 略)</p>	<p>魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。)、くん製した魚(くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに魚の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)</p> <p>(省 略)</p> <p>0305.20 - <u>肝臓、卵及びしらこ</u>(乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。)</p> <p>(省 略)</p>	

新	旧	備 考
<p style="text-align: center;">第5類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）</p> <p>注 1、2 (省略) 3 この表において象、かば、せいうち、いつかく又はいのししのきば、さい角及びすべての動物の歯は、アイボリーとする。 4 (省略)</p> <p style="text-align: center;">総説 この類には、未加工又は簡単な調製を行つた各種の動物性生産品で、この表の他の類に該当しない物品を含む。これらはある種の動物の血、腸、ぼうこう及び胃を除き通常食用には供されない物品である。 この類には、次の物品を含まない。 (a)~(d) (省略) (e) 原皮（羽毛皮及びその他の羽毛付きの鳥皮の部分で、加工していないもの、清浄し、消毒し又は保存のための処理をしたもの）を除く（その他の加工をしたものには含まない。）。（41類） (f)~(h) (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第5類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）</p> <p>注 1、2 (省略) 3 この表において象、せいうち、いつかく又はいのししのきば、さい角及びすべての動物の歯は、アイボリーとする。 4 (省略)</p> <p style="text-align: center;">総説 この類には、未加工又は簡単な調製を行つた各種の動物性生産品で、この表の他の類に該当しない物品を含む。これらはある種の動物の血、ぼうこう及び胃を除き通常食用には供されない物品である。 この類には、次の物品を含まない。 (a)~(d) (省略) (e) 原皮（羽毛皮及びその他の羽毛付きの鳥皮の部分で、加工していないもの及び清浄にし、消毒し又は保存のための処理をしたもの（それ以外の加工をしていないものを除く。）。（41類） (f)~(h) (省略)</p>	

	新	旧	備 考
05.04	<p>動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。） （省 略） この項には、皮繊維のペーストを押し出し、<u>ホルムアルデヒド</u>及び石炭酸の溶液でかためて作つた「人造ガット」（39.17）及び天然ガットをはり合わせて作つた「人造ガット」（42.06）も含まない。</p>	<p>動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。） （省 略） この項には、皮繊維のペーストを押し出し、<u>ホルマリン</u>及び石炭酸の溶液でかためて作つた「人造ガット」（39.17）及び天然ガットをはり合わせて作つた「人造ガット」（42.06）も含まない。</p>	
05.06	<p>骨及びホーンコア（加工してないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し又は脱膠したものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず （省 略） この項には、次の物品を含む。 (1)~(3) （省 略） (4) 脱膠した骨。蒸気によつて<u>ゼラチン</u>が除去された骨で、通常は粉状である（steam bone flour）。 (5) （省 略）</p>	<p>骨及びホーンコア（加工してないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し又は脱膠したものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず （省 略） この項には、次の物品を含む。 (1)~(3) （省 略） (4) 脱膠した骨。蒸気によつて<u>にかわ分</u>が除去された骨で、通常は粉状である（steam bone flour）。 (5) （省 略）</p>	